

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 **ZUTTO** という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を 大阪市中央区平野町二丁目 6 番1号 に置く。

(目的)

第3条 この法人は地域住民に対して、男女共同参画推進に関する事業、並びに子どもの健全育成を図る事業を行ない、男女の差別を受けることのない社会の実現に寄与するとともに、グローバル時代を担う子どもの育成を行なうことを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法

第2条別表10号(男女共同参画社会の形成の促進を図る活動)

同11号(子どもの健全育成を図る活動)

同15号(職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動)

同17号(前各号の活動を行なう団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動を行なう。)

(事業の種類)

第5条 この法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

特定非営利活動に係る事業

- ①男女平等に関する情報収集及び情報提供事業
- ②男女平等に関する啓発・研修事業
- ③男女平等に関する調査研究事業
- ④女性の自立とエンパワメントのための就労支援・人材育成事業
- ⑤男女平等の視点に基づく文化創造事業
- ⑥男女共同参画推進活動に関する施設およびホールの運営・管理事業
- ⑦子どもの健全育成を図るプログラム運営・開発事業
- ⑧子どもの健全育成を担う指導者の相談事業、育成事業
- ⑨子どもの権利尊重に関する情報提供・啓発事業

## 第2章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

### (入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。

### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (会員の資格の損失)

第9条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、退会したものとみなす。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

### (退会)

第10条 会員は理事長が別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

### (除名)

第11条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

### (拠出金品の不返還)

第12条 会員が納入した入会金、会費及びその他の拠出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

### 第3章 役員

#### (種別)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上2名以下

2 理事及び監事は総会において選任する。

3 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 1名以上2名以下

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

#### (職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けた時は理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を把握すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会及び所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

#### (任期)

第15条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により再任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで伸長する。

(欠員補充)

第16 条 理事又は監事のうち、その定款の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。但し、この場合、その役員に対し議決前に弁明の機会を与えるなければならない。

- ( 1 ) 法令又は定款に著しく違反する行為のあったとき。
- ( 2 ) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- ( 3 ) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

第18条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 総会

### (種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

### (構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

### (権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 理事会から付託された事項
- (9) その他運営に関する重要事項

### (開催)

第22条 通常総会は毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第4項第4号の規定により招集したとき。

### (招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

### (定足数)

第25条 総会は、正会員の2分の1の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席した正会員の数(書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。)
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに記名押印しなければならない。

## 第5章 理事会

### (構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

### (理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事務局の組織及び運営
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### (開催)

第31条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

### (招集)

第32条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第33条 理事会の議長は、理事長が当たる。

### (議決等)

第34条 この法人の業務は理事の過半数をもって決する。

## 第6章 資産、会計及び事業計画

### (資産)

第35条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

### (資産の管理)

第36条 資産は理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (経費の支弁)

第37条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

### (事業計画及び予算)

第38条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

### (予備費の設定及び使用)

第39条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第40条 第38条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### (事業報告書及び決算)

第41条 理事長は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

### (長期借入金)

第42条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって

償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 事務局

(設置)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局の職員は、理事長が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第45条 主たる事務所には、特定非営利活動促進法第28条に規定される書類の他、  
次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

(1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

## 第8章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第46条 この定款の変更は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経、かつ、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄長の認証を得なければならない。

### (解散)

第47条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による認証の取消し

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承認をえなければならない。

### (残余財産の処分)

第48条 この法人の解散のときに有する残余財産は、総会において定めた他の特定非営利活動法人または民法第34条の規定によって設立された法人に帰属させるものとする。

## 第9章 雜則

### (公告)

第49条 この法人の公告は官報により行う。

## 附則

### 1. (施行日)

この定款は、この法人の成立の日から施行する。

### 2. (入会金・会費)

この法人の設立時の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず次の各号に掲げるものとする。

- |          |         |              |
|----------|---------|--------------|
| (1) 正会員  | 入会金 0 円 | 年会費 10,000 円 |
| (2) 賛助会員 | 入会金 0 円 | 年会費 3,000 円  |

### 3. (設立当初の役員)

この法人の設立当初の役員は、第13条第2項及び第3項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、平成19年6月30日までとする。

理事長 津田 優子  
副理事長 島嵜 恒子  
副理事長 金 香百合  
理事 佐々木 紗月  
理事 岩浅 準子  
監事 物江 和子

### 4. (設立初年度の事業計画及び予算)

この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第38条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

### 5. (設立初年度の事業年度)

この法人の設立初年度の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、成立の日から平成18年3月31日までとする。